## 平成27年第1回定例会(平成27年3月10日)

## 厚生環境教育委員会委員長

去る三月四日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第一号 平成二十六年度 別府市一般会計補正予算(第五号)』関係部分、ほか十一件について、三月五日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第一号 平成二十六年度 別府市一般会計補正予算(第五号)関係部分』についてであります。

国の「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、六歳までの未就学児のいる 全世帯に対し、「一時預かり」、「病児・病後児保育」、「ファミリー・サポート・センター」、「インフルエンザ予防接種」に利用できるクーポン券の配布、

また、一歳から五歳未満の子のおたふくかぜ予防接種や、不妊治療にかかる費用の一部助成、介護事業所が介護従事者・事業者に対する研修会実施や、新規従事者の受け入れを行った際の助成、及びインターンシップ制度の推進、

さらに、グローバル人材を育成するため、中学生の英語検定受験費用の年一回全額補助や、APUの外国人学生とのふれあい事業実施、以上の事業に要する経費を補正計上した上で、実施年度である平成二十七年度へ繰り越すといった説明が関係各課よりなされました。

委員より、交付金事業終了後の事業継続について質疑がなされ、当局より、事業の必要性等を検証し判断したいとの答弁がなされました。

その他、英語検定の受検・合格者数等についての質疑、また、グローバル人材の育成として、英語検定以外の受験費用への助成等について要望がなされましたが、最終的に当局説明を了といたしました。

その他の補正といたしましては、各種サービスの利用・受給者の増減、入札結果等、決算見込みによる係数整理、国・県からの補助の追加及び返納、財源補正等を行ったとの説明が各課よりなされました。

関連の質疑でありますが、殺虫剤煙霧消毒にかわる発泡錠剤の自治会への配布 状況について質疑がなされ、当局より、全百四十五のうち七十七の自治会へ配布 を行ったとの答弁がありました。これに対し委員より、より多くの自治会に使用 していただくため、しっかり周知を行うよう要望がなされました。

次に、保育所待機児童についての質疑では、当局より、国の基準では「0」であるが、特定の保育所を希望し、私的理由により入所できない児童が約二百十名いる、平成二十七年度には認可・認可外保育所全体で約二百五十名の定員増を図りたい、また、子育て支援法の主旨に沿い、質等の向上にも努めたいとの答弁が

ありました。

次に、養護老人ホームに要する経費の増額の要因等についての質疑では、当局より、別府市民の入所者の割合が増加したことによるものであるが、現在入所待ちの方が約七十名おり、入所までに一・二年を要しているとの答弁がなされました。

これに対し委員より、増床を検討すべきではないかとの意見がなされましたが、 既に他市に比べ部屋数は多く、現時点で増床の予定は無いが、第七期事業計画策 定の際には、民間の有料老人ホーム数等を踏まえ検討したいとの答弁があり、こ れを了といたしました。

その他縷々質疑・意見等がなされましたが、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、『議第一号 平成二十六年度 別府市一般会計補正予算(第五号)関係部分』については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、『議第五号 平成二十六年度 別府市介護保険事業特別会計補正 予算(第三号)』についてでありますが、決算見込みにより、各種サービスに係 る経費を補正計上したとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のと おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算外の議案についてでありますが、『議第二十七号 別府市社会福祉課会館の設置及び管理に関する条例の一部改正』では、自立支援策の強化を図るための関連事業を別府市社会福祉会館にて行うため、条例を改正しようとするものであるとの当局説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第四十六号 市有地の貸付けについて』でありますが、当局より、大分県が別府商業高等学校のプール跡地付近に翔青高校の第2体育館を建設するため、貸し付けを行うとの説明がなされました。

土地の持分について、県知事と市長との覚書きによりおおむね半分ずつ、詳細は立会いにより決定すると聞いており、その後の状況説明を求めたところ、当局より、現時点では未定との答弁がありました。

これに対し委員より、別府市が有効活用できるよう、しっかり協議を行うよう要望がなされましたが、当局説明については適切妥当と認め、採決の結果、全員 異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

その他、『議第二十九号 別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める 条例の制定について』から、『議第三十一号 別府市心身障害者福祉手当条例の 一部改正について』まで、『議第三十四号 別府市指定地域密着型サービスの事 業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部改正について』から、『議第三十六号 別府市指定介護予防支援の事業に係 る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について』まで、『議第四十四号 別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用について』、『議第四十八号 事務の委託の協議について』、以上八議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。